

平成 27 年度 第 1 回大阪府社会教育委員会議

日時 平成 27 年 7 月 3 日 (金) 15 時 15 分～17 時 00 分
会場 大阪府庁新別館北館 会議室兼防災活動スペース 2

- 1 開会
- 2 大阪府教育委員会挨拶
- 3 議事
 - (1) 議長、副議長の互選
 - (2) 会議の公開・非公開について
 - (3) 大阪府子ども読書活動推進計画の策定について
 - ① 第 2 次計画に基づいて取り組んできた具体的方策と第 3 次計画の策定に向けた取組みについて
 - ② 第 3 次計画の策定の方向性について
 - (4) 専門部会の設置について
- 4 閉会

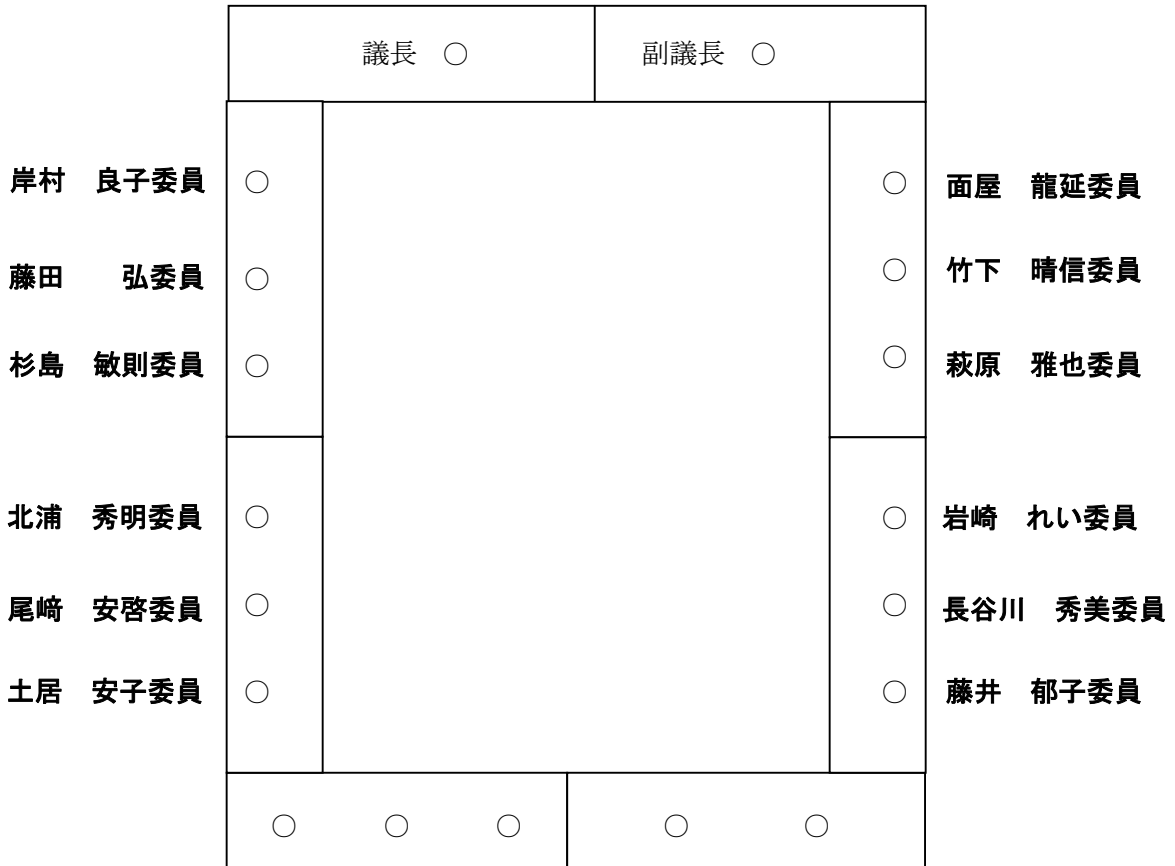
<配付資料一覧>

- 1 大阪府社会教育委員会議 委員名簿
- 2 大阪府社会教育委員会議 関係例規
- 3 会議の公開に関する指針
- 4 大阪府社会教育委員会議について
- 5-1 第 2 次大阪府子ども読書活動推進計画の概要と具体的方策について
- 5-2 読書コミュニティ拠点形成支援事業について
- 6 大阪府における子どもの読書活動推進の取組み調査について
- 7 第 2 回大阪府子ども読書活動推進連絡協議会 第 2 回会議概要
- 8 「大阪府における子どもの読書活動推進の取組み調査」について
- 9 「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」の策定について
- 10 「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」骨子 (たたき台) について
- 11 専門部会の設置について

平成 27 年度 第 1 回大阪府社会教育委員会議 配席図

日 時 平成 27 年 7 月 3 日(金) 15 時 15 分～

場 所 大阪府庁新別館北館 1 階 会議室兼防災活動スペース 2



郷 文子 主任社会教育主事

裏門 幸起子 総括主査

向井 正博 教育長

津田 清 地域教育振興課長

吉川 逸子 大阪府立中央図書館司書部長

入
口

平成 27 年度大阪府社会教育委員名簿

平成 27 年 7 月 3 日
(敬称略)

区分	所属・職名	名前
学校園教育関係者	大阪市立学校図書館協議会 役員 (大阪市立神路小学校長)	岸村 良子
	大阪府学校図書館協議会 会長 (岸和田市立山直中学校長)	藤田 弘
	大阪府高等学校図書館研究会 会長 (大阪府立高津高等学校長)	村田 徹
社会教育関係者	八尾市(市長会会長市)教育委員会事務局 生涯学習部 生涯スポーツ課長	杉島 敏則
	千早赤阪村(町村長会会長町村)教育委員会事務局 教育課長	北浦 秀明
	大阪公共図書館協会 会長 (寝屋川市立中央図書館長兼分館長)	尾崎 安啓
	一般財団法人大阪国際児童文学振興財団 理事・主任専門員	土居 安子
家庭教育関係者	大阪府子ども文庫連絡会 代表	藤井 郁子
	大阪府 PTA 協議会 副会長	長谷川 秀美
学識関係者	京都ノートルダム女子大学 人間文化学部長兼人間文化研究科長	岩崎 れい
	大阪樟蔭女子大学 学芸学部 教授	萩原 雅也
	平安女学院大学短期大学部 保育科 教授	金子 真理
	日本児童図書出版協会 会長 (株式会社評論社 代表取締役社長)	竹下 晴信
	大阪府書店商業組合 理事長 (株式会社清風堂 代表取締役社長)	面屋 龍延

大阪府社会教育委員条例

昭和三十四年十月十六日
大阪府条例第三十六号

大阪府社会教育委員条例をここに公布する。

大阪府社会教育委員条例

(設置)

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定に基づき、大阪府社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(昭五六条例七・昭六〇条例八・一部改正)

(定数)

第二条 委員の定数は、三十人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、大阪府教育委員会が委嘱する。

(平二六条例一〇七・一部改正)

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第四条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(昭三六条例二・昭三九条例一六・昭四三条例六・昭四七条例五五・昭五一条例四・昭五二条例三〇・昭五四条例二七・昭五六条例七・昭六〇条例八・昭六三条例五・平四条例五・平二四条例一一・一部改正)

(費用弁償)

第五条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(昭四〇条例三七・昭六〇条例八・昭六〇条例四六・昭六三条例五・平一一条例八・平一八条例九・平二〇条例五五・一部改正)

(支給方法)

第六条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(昭六〇条例八・平一九条例二・一部改正)

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、報酬に関する規定は、昭和三十四年四月三十日から適用する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 大阪府社会教育委員定数等に関する条例（昭和二十四年大阪府条例第七十号）

二 大阪府社会教育委員費用弁償支給条例（昭和二十四年大阪府条例第七十一号）

附 則（昭和三十六年条例第二号）抄

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年条例第一六号）

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年条例第三七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和四一年規則第二号で昭和四一年一月一日から施行）

附 則（昭和四三年条例第六号）

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四七年条例第五五号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年条例第四号）

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年条例第三〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年条例第七号）

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年条例第八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年条例第四六号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年条例第五号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年条例第五号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年条例第八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第九号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第二号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第五五号）

この条例は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第一一号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一〇七号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

大阪府社会教育委員会議規則

昭和五十九年三月三十一日
大阪府教育委員会規則第四号

大阪府社会教育委員会議規則をここに公布する。

大阪府社会教育委員会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府社会教育委員条例（昭和三十四年大阪府条例第三十六号）第七条の規定に基づき、大阪府社会教育委員による会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定め、併せて専門委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法その他会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 会議は、社会教育委員（以下「委員」という。）で組織する。

(専門委員)

第三条 会議に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）が、委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱し、又は解任されるものとする。

(議長及び副議長)

第四条 会議に議長、副議長各一名を置く。

2 議長及び副議長は、委員が互選する。

3 議長は、会議を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 議長は、会議を招集し、その議事を整理する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、議長が指名する。

3 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもつて、会議の議決とすることができる。

(専門委員の報酬等)

第七条 専門委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、委員の例による。

(庶務)

第八条 会議の庶務は、委員会事務局市町村教育室において行う。

(平一七教委規則一三・平一七教委規則四・一部改正)

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年教委規則第一三号)

この規則は、平成十二年四月十三日から施行する。

附 則 (平成一七年教委規則第四号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

会議の公開に関する指針

昭和60年11月26日 大阪府知事決定
平成8年10月1日 一部改正
平成12年6月1日 一部改正
平成24年11月1日 一部改正

この指針は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第33条の規定に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したものである。

1. 目的

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を府民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与することを目的とする。

2. 対象

この指針の対象とする審議会等は、府民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより、府の事務について審議、審査、調査等を行なうために知事の下に設置された機関（以下「審議会」という。）とする。

3. 会議の公開の基準

審議会の会議は、原則として公開するものとする。

ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

4. 公開・非公開の決定

審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。

5. 公開の方法等

- (1) 審議会は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、府民に傍聴を認めるものとする。

なお、審議会の会長は、会議を円滑に運営するため会場の秩序維持に努めるものとする。

- (2) 審議会の会長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

6. 会議開催の周知

- (1) 公開で行う会議の開催の周知は、インターネットの利用等により、会議日の確定後直ちに行うものとする。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、会議の開催日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続を明記するものとする。

。

7. その他

会議の経過、結果について、会議終了後できるだけ速やかに、インターネットの利用等による公表に努めるものとする。

大阪府情報公開条例（抜粋）

平成11年10月29日

大阪府条例第39号

（公開しないことができる行政文書）

第八条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。

- 一 法人(省略)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの(人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報(以下「例外公開情報」という。)を除く。)
- 二 実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報であつて、当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり、かつ、当該個人又は法人等の承諾なく公にすることにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの(例外公開情報を除く。)
- 三 府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 四 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であつて、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- 五 公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

（公開してはならない行政文書）

第九条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならない。

- 一 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され得るもの(以下「個人識別情報」という。)のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの
- 二 法令の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条第一号への指示その他これに類する行為をいう。)により、公にすることができない情報

（守秘義務）

第三十条 審査会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議の公開）

第三十三条 実施機関は、府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保するため、府民、学識経験のある者等で構成され、府の事務について審査、審議、調査等を行う審議会等の会議の公開に努めなければならない。

大阪府社会教育委員会議の経緯について

- 昭和 25 年に大阪府社会教育委員を設置
＜根拠規程＞

○社会教育法

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

○大阪府社会教育委員条例

第 1 条 社会教育法第 15 条第 1 項の規定に基づき、大阪府社会教育委員を置く。

第 2 条 委員の定数は、30 人以内とする。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、大阪府教育委員会が委嘱する。

- 大阪府社会教育委員が取りまとめた意見を「提言」として大阪府教育委員会に提出。

- 昭和 26 年から 19 の内容について提言等をいただいている。

＜過去にいただいた提言＞

平成 11 年 1 月

「家庭・地域社会の教育力向上に向けて～教育コミュニティづくりの勧め～」

平成 15 年 1 月

「子どもの課題に対処するため、大人に対して取り組む社会教育行政のあり方について」

平成 19 年 3 月

「府民の社会参加を促進する社会教育行政のあり方」

平成 23 年 1 月

「学校・家庭・地域をつなぎ、教育コミュニティづくりをさらに進めるために」

平成 27 年 1 月提言について

「だれもが独りにならない地域社会をめざして
～さらなる多様なつながりによる教育コミュニティづくり～」

「大阪子ども読書活動推進ネットワークフォーラム」事業

現状と課題

■大阪府の子どもの読書活動の現状■

○読書が好きな子どもの割合

小学6年生:47.1% (全国48.9%)

中学3年生:37.7% (全国45.9%)

(H26年度全国学力・学習状況調査)

読書が好きな子どもの割合は、小中学校とも全国平均に達していない。特に中学生が全国平均との差が大きく、全国最下位である。

■課題■

学齢期:子どもが本を読んでいない

○不読率

(平日、授業時間以外でまったく読書をしない子どもの割合)

小学6年生:24.4% (全国ワースト1位)

中学3年生:45.7% (全国ワースト1位)

(H26年度全国学力・学習状況調査)

読書を好きになるには、まず、本を読み、おもしろいと思える一冊に出合えることだと考えるが、大阪の子どもは、他府県に比べて本を読んでいない。そこで、子どもが読書に親しむきっかけとなる取組みの普及が必要である。

就学前:保護者に読んでもらっていない

○小さい頃に家の人が絵本をよく読んでくれた及び時々読んでくれた割合

大阪府 77.6%

(平成23年度大阪府学力・学習状況調査)

全国 91.7%

(平成17年度親と子の読書活動に関する調査)

大阪府では小さい頃に保護者に絵本を読んでもらっている割合が全国平均より少ない状況である。そこで、保護者に対して乳幼児から絵本と接することの大切さを伝えることが必要である。

事業の概要

地区別研修

子どもが本に親しむための具体的な方策の普及

学齢期:本を読むきっかけづくりの促進

ビブリオバトル研修

(地域教育振興課・7~8月)

開催:4地区各1回

対象:小学校・中学校・高等学校教諭、司書教諭、学校図書館司書、公立図書館司書

内容:子どもがゲーム感覚で本を紹介しあえるビブリオバトルの意義や効果を学び、体験する研修

就学前:保護者への啓発の促進

“読みメン”になろう講演会(A)&養成講座(B)

(地教課と市町村立図書館の共催・8~12月)

開催:①3地区各1回 ②3地区各4回

対象:①②ともメインターゲットは男性の保護者。女性の保護者や読み聞かせに関心のある方も参加可

内容:①男性ばかりの読み聞かせチームによる絵本ライブと講演会

②絵本の選び方や読み聞かせの手法を伝授し“読みメン”を養成する講座

子どもに読書の楽しさを伝える力の向上

子ども読書活動推進リーダー研修

(府立中央図書館・10~12月)

開催:3地区各1回

対象:幼稚園・保育所・子育て支援センター等の教職員、読書ボランティア、公立図書館や学校図書館の司書、司書教諭

内容:子どもへ本を届ける意義や成長段階に沿った読書の大切さについての講義

・成長段階に沿った読書をすすめる手法を学ぶワークショップ

全体フォーラム(2月)

ビブリオバトルの実践や、各学校園・市町村等での好事例の紹介を通して、子ども読書活動を推進する取組みの普及

全体会

開催:年1回

内容

子どもが読書に親しむことの効果について体験や実践を交えた講演

第3次読書計画の趣旨や内容についての説明

分科会

○学齢期フォーラム

学校での子どもの読書活動推進や学校図書館の活性化に関する講演会及び事例発表を実施

○就学前フォーラム

就学前の子どもの読書活動推進やその保護者への啓発に関する講演会、事例発表及びグループ協議を実施

ビブリオバトル大阪大会

開催:年1回

対象:中学生・高校生

内容:3会場に分かれての予選後、各会場の勝者たちによる決勝戦を実施

企画運営委員会

大阪子ども読書活動推進ネットワークフォーラム実行委員会の開催

開催:年3回

内容:

学校関係者、図書館関係者、読書支援ボランティア団体、教育行政職員等からなる実行委員会を組織し、上記の取組みを実施

財源

文部科学省委託事業
「読書コミュニティ拠点形成支援事業」
(10/10)

期待される効果

■学校で本と出会う機会の増加

○大阪大会の開催等ビブリオバトルの普及によって、子どもがさまざまな本に接する機会が増える。それによって、自分にとっておもしろいと思える一冊の本に出合える子どもが増える。

■家庭で本を読んでもらう機会の増加

○母親だけでなく、父親による読み聞かせも増える事により、家庭での読み聞かせが増える。それによって、絵本を読んでもらうことが楽しいと感じる子どもが増える。

■地域でも、本と出会う機会の増加

○学校・家庭以外の地域でもさまざまな大人から本を紹介され、読書の楽しさに触れる機会が増える。

大阪府の子どもの現状 NO.2

各施設での具体的な取組みの状況②

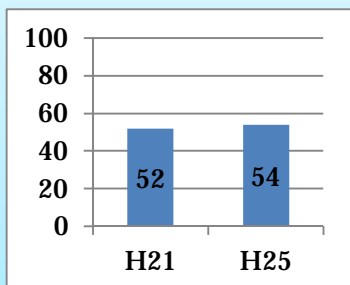
調査③：子ども読書活動推進の取組み調査（大阪府教委）

各数値の単位は%

公立図書館

☆社会教育施設との連携(調査③)

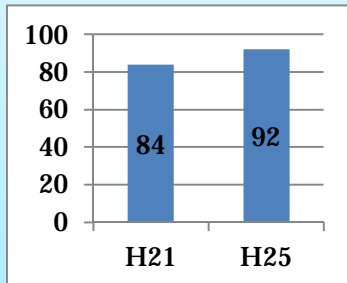
公民館・青少年教育施設と連携している図書館の割合



●社会教育施設との連携はあまり増えていない。

☆ボランティアとの連携(調査③)

子ども読書活動推進の取組みに関わるボランティアがいる図書館の割合

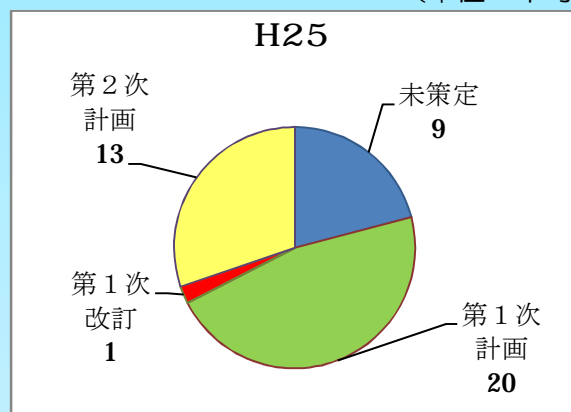
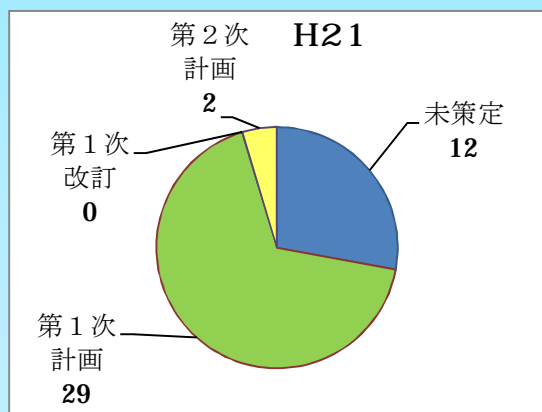


○ほとんどの図書館が、ボランティアと連携するようになっている。

市町村教育委員会

☆子ども読書活動推進計画の策定状況(子ども読書活動推進計画策定状況調査・文部科学省)

(単位：市町村の数)

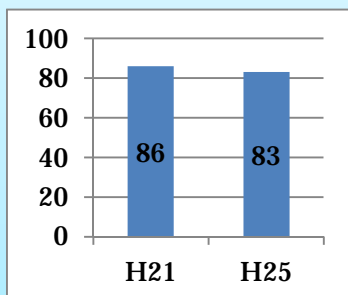


○第2次計画へ移行している市町村が増えている。

保健センター等

☆4か月健診時等での保護者への啓発(調査③)

保護者への啓発を実施している市町村の割合

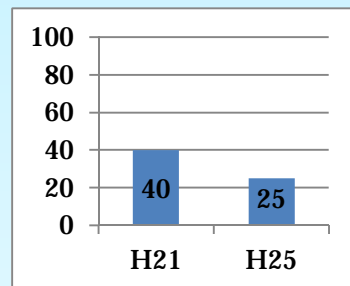
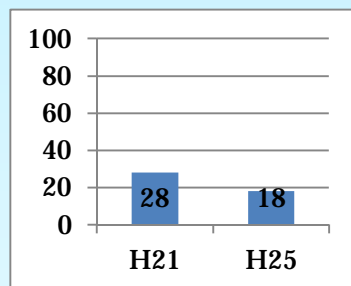


●健診等での保護者への啓発は、多くの市町村で実施されているもののやや減少傾向にある。

☆子どもの読書活動の推進組織の設置状況(調査③)

外部機関等が入った推進組織を設置している市町村の割合

庁内各課の連絡会等を設置している市町村の割合



●推進組織が設置されている市町村は減っている。

平成26年度大阪府子ども読書活動推進連絡協議会 第2回会議の概要

○日 時：平成27年2月5日（木）10:00～12:00

○会 場：大阪府庁別館8階 共用会議室1

○傍聴者： 一般：1人 報道：2人

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介

出席委員（12人） 吉川座長、間地委員、柳瀬委員、中野委員代理（門林）、藤田委員、岸村委員代理、嶽委員、新井委員、藤井委員、尾崎委員、土居委員、津田委員

欠席委員（1人） 稲森委員

- 4 議 事

（1）各課の具体的方策と平成26年度の進捗状況ならびに平成27年度の具体的な取組みについて（資料3、4 参照）⇒ 意見聴取

（2）第3次大阪府子ども読書活動推進計画の策定について（資料5、6（1）～（4） 参照）
⇒ 意見聴取

◆主な意見等

<各課の具体的方策と平成26年度の進捗状況ならびに平成27年度の具体的な取組みについて>
(資料3、4 参照)

- z 各課の事業や国の委託事業を実施することで子ども読書活動を推進していこうとしているが、教育委員会だけで考えても不読率の改善に取り組むことや読書が好きな子どもの割合を上げることは難しいと思う。読書も生活の一部であると考え、他部局と連携して進めることが必要なのではないか。
- z 来年度の国の委託事業が単なるイベントにならず、府内のモデル的なケースとなり、図書館や学校の連携を意識して、実施内容が次につながり、各市町村で事業ができるという仕組みを考えてしてほしい。
- z 読みメンについては、大阪で活動されているお父さんたちの絵本を読む会があるので、そういう団体などと連携して実施できるといい。また、講演会などでは、託児を実施してほしい。
- z ビブリオバトルは、学校の現場で着目されてきている。「なぜ、ビブリオバトルなのか」と考えると新しいことをすることで、まだ本を読んでいない新たな層を開拓しようとしていると思われる。
- z 地域の図書館で毎週1回「おっちゃんの読み聞かせ」をすると、普段聞きに来る子どもとは違う子どもたちが集まるそうである。読みメンは、読み聞かせを聞く層を広げるのに役立っていると思う。
- z 不読率の改善はとても大変だと思う。それは、カラカウの土地に畑をつくることからやるようなものであるが、そこから始めるしかないのも、何年かかけてやるしかないものであると考えている。
- z 「読み聞かせ」というものもようやく一般の先生に広がってきたぐらいである。だから、ビブリオバトルを教えてもすぐに広がるものではない。ただ、先生のビブリオバトル研修をして先生が体験することはとても大事だと思う。それも図書館の研究をしている先生ではなく、一般の先生がやってみないと広がらない。広がるにはとても時間がかかるものなので、2年と言わず、何年も続けてほしい。
- z 図書館でビブリオバトルをすると先生がオーディエンス（観客）として参加してくれるようになった。

参加された先生は、興味を持っているようなので、近隣の図書館等でこういう体験ができるよう、まずは図書館でビブリオバトルを実施してみてもいいと思う。

- z ビブリオバトルは終わってから自然発生的に本の会話が生まれることが効果の一つであるので、終了後に参加者が語り合えるような時間と場所を用意しておくことが大切だと思う。

<第3次大阪府子ども読書活動推進計画の策定について>

- 第3次計画策定の体制とスケジュールについて（資料5 参照）
 - z 社会教育委員会議に教育委員会から、諮問するのか。
→諮問、答申はしない。行政計画であるので、大阪府教育委員会が作成した案に、社会教育委員会議で意見をもらう。
 - z 第2次計画に基づいて、国の委託事業を申請されていると思うが、それと第3次計画との関係はどう考えているのか。
→現状の第2次計画に基づき作成しているが、第3次計画の先駆けとも位置付けている。
 - z 第3次計画案に対する意見を社会教育委員会議で聞くのは、社会教育委員会議にも本来果たすべき役割がある中で、専門的部会のような役割まで担うのは難しいのではないかと懸念している。読書計画の審議となるとある程度専門的な見識をお持ちの方でないと審議が難しいのではないかと。
→今回の社会教育委員会議には、第3次計画に対する検討ができるよう読書に対しての見識をお持ちの方を中心に社会教育分野にも関係されている方を人選する予定である。
- アンケート実施の概要について（資料6（1）、（2） 参照）
 - z 小6、中3、高3でアンケートを実施することになっているが、小6、中3は4月に全国学力・学習状況調査、5月にこのアンケートとなれば、似たような調査が続くことになるのではないかと。もし、小5、中2、高2で実施すれば、もう一回一年後に追っかけ調査をすることになり、各学校が1年間その子どもたちにアプローチした成果が見えるのではないかとと思う。
 - z 第1次計画を策定する際に実施したボランティアグループへのアンケートを実施した方がいいのではないかと。連携を進めるためには、双方から意見を聞くのがいいと思うので。
 - z 保護者へのアンケート実施は、どうかと思う。保護者がアンケートをさせられることで「本読まなあかん。」と言われている気持ちになるのではないかと。また、保護者に聞いた結果を府としてどう生かしていけるのか、どのようなサポートができるのかと思う。
- 大阪府の現状とアンケート項目一覧について（資料6（3）、（4） 参照）
特に質問、意見なし
- 各調査について（資料6（5） 参照）
 - z 教室でアンケートする際、生徒から質問されると想定されることについては注釈をつけておくことが必要である。（実施している教員への配慮と結果の正確さのため）
 - z ゲームの攻略本は読書として扱うのか。
 - z 本来、情報を得る、物語を楽しむということが生きる力につながっていくと感じている。子どもの実態に即した調査となると本だけに限定するのではなく、様々なメディアを対象に調査する必要があると思う。

- z 何を持って電子書籍とするかというのは難しい。
- z 今までの読書という枠組みに合わせた調査では、子どもの実態の一部しかとらえられないように思う。
- z 「このアンケートでは、何を本とするか」という基準を考えるためには、何のためのアンケートなのかという趣旨にかえて考えるとよいと思う。
- z 保護者へのアンケートで主語がわかりにくいものがあるので、「あなたは」と入れて、はっきりさせた方がよいと思う。
- z 子どもと保護者のアンケートで「読み聞かせ」という言葉が使われているが、子どもはともかく、保護者には、「絵本を読んであげたことが・・・」というようにもう少し易しい言葉にした方がよいのではないか。
- z 子どもの場合は一日平均して何分という問いでも答えられると思うが、大人は一か月で何冊読んだかという問いの方が答えやすいのではないか。
- z 子どもが本を読まない理由について、「塾やおけいこごとに行っていて・・・」、小学生だったら「サッカーなどスポーツを習っていて・・・」という項目があればよいのではないか。
- z 子どもが本を読まない理由について、「勉強で・・・」というのがあるが、「勉強、塾、習い事・・・」とまとめた方がわかりやすいのではないか。
- z 全国学校図書館協議会でもアンケートを実施しているので、参考にするとそちらとも比較検討できるのでよいと思う。
- z 保護者アンケートの回収率をどう考えているのか。あまり、高いところを求められたら、協力できないところがあると思う。親子でセットにして聞きたいという気持ちはわかるが、どれぐらいの回収率となるかはわからない。
- z 回収率さえ問わないのであれば、今まで仮想でこうではないかと考えていたことが実証される機会になるのではないかと思う。
- z 保護者の方は、自分の中ですぐ答えられることなら協力してくれると思う。だから、できるだけ簡潔な質問にしたほうがよい。
- z 保護者アンケートの目的は子どもとの関わりだと思うので、順番を入れ替えて、まず、子どもとの関わりを聞いて、その後に参考に保護者の読書活動を聞いた方がまだ答えやすいのではないか。
- z 選択肢で答える質問があるが、なるべく選択肢の数を減らした方が回答してくれると思う。

5 閉 会

「大阪府における子どもの読書活動推進の取組み調査」について

調査の概要

(1) 調査の目的

府内の学校や市町村立図書館等での子どもの読書活動推進の取組み状況並びに課題を把握・分析することにより、「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」を作成するための参考資料とする。

(2) 対象 (計 4,551 箇所・8458 人) * [箇所数]は平成26年度の数値

- ①国・公・私立の小学校[1033]、中学校[534]、高等学校[257]、支援学校[47]
- ②公立・私立幼稚園 (認定子ども園を含む) [767]
- ③公立図書館 (分館、公民館図書室含む) [143]
- ④公民館[262]、公民館類似施設[31]、青少年教育施設[69]
- ⑤公立・民間保育所 (認定子ども園を含む) [1287]
- ⑥保健センター[78]
- ⑦市町村教育委員会[43]
- ⑧児童・生徒
(小6 [43校 1336人]、中3 [40校 1379人]、高3 [33校 1514人])
- ⑨保護者 (小6、中3、高3の保護者[同上])

(3) 方法 ①～⑦ 悉皆調査 (電子媒体にて回答)

⑧、⑨ 抽出調査 (紙媒体にて回答)

(4) スケジュール (概要)

発送 ～ 回収	対象
2月23日～ 3月23日	②公立・私立幼稚園 ③公立図書館 ④公民館 ⑤公立・民間保育所 ⑥保健センター ⑦市町村教育委員会
5月12日～ 6月12日	①市立高等学校・市立支援学校、公立小学校、公立中学校、国立・私立学校 ⑧・⑨市立高等学校・市立支援学校、公立小学校、公立中学校、の中から抽出された学校の児童・生徒と保護者
5月25日～ 6月19日	①府立高等学校・支援学校 ⑧、⑨府立高等学校及び支援学校・国立・私立高等学校の中から抽出された学校の児童・生徒と保護者

1. 児童・生徒

- 1 読書好きか
 - (1) 好きな理由
 - (2) 嫌いな理由
 - (3) これまでのそれぞれの時期での好き嫌いの状況
- 2 平日に本を読む時間・休日に本を読む時間
 - (1) 読んでいる児童・生徒
 - ①本を読む理由
 - ②読んでいるジャンル
 - (2) 読まない児童・生徒
 - ①読まない理由
 - ②読書をしたいか（紙の本、電子書籍）
 - ③読んでみたいジャンル
 - (3) 紙の本より電子図書を多く利用する理由
- 3 読むための本の入手方法
 - (1) 紙の本
 - (2) 電子書籍
- 4 読む本を選ぶ方法
- 5 小さいころからの読み聞かせの有無
- 6 調べるとき本を利用するか

2. 保護者

- 1 子どもとのかかわりについて
 - (1) 子どもに読み聞かせをしたか。
 - (2) 読み聞かせ以外で、子どもに本の読むきっかけづくりをしているか
- 2 保護者の読書習慣について
 - (1) 読書好きか
 - (2) 好きな理由
 - (3) 嫌いな理由
 - (4) これまでのそれぞれの時期での好き嫌いの状況
 - (5) 平日に本を読む時間・休日に本を読む時間

施策マップ(イメージ)

	乳幼児	小学生	中学生	高校生等	特別な支援を必要とする子ども
学校			ビブリオバトルの実施		
		授業における読書の喚起			
		授業での図書館の活用			
		一斉読書活動の実施			
		司書教諭や学校図書館司書研修の充実			
公立図書館・図書室	児童図書の充実		YA図書の充実		
		調べ(る)学習資料の充実			
	お話会の開催				
	司書の配置				
	司書研修の充実				
保育所・幼稚園	読み聞かせの実施				
家庭	ブックスタート				
	読み聞かせの推進				
地域活動	お話会の開催				
街なか	商業施設でのライブラリーの推進				
	子どもと保護者の読書コーナーの推進				
	ブックフェア等の啓発活動実施				

専門部会の設置について

1 部会の名称

大阪府立中之島図書館カフェ事業者選定部会

2 部会の概要

平成 28 年に 4 月から大阪府立中之島図書館にカフェの設置を予定しており、事業者をプロポーザル方式により公募することから、専門部会を設置し、図書館の魅力向上に寄与する事業者の選定を行う。

3 委員構成（案）

社会教育委員（2 名）

弁護士（1 名）、公認会計士（1 名）、飲食関係の有識者（1 名）

※大阪府社会教育委員会議規則第 6 条第 2 項に基づき議長が指名する。

4 事業者選定スケジュール（予定）

平成 27 年 7 月下旬～8 月上旬	第 1 回専門部会（審査基準の決定）
8 月上旬	募集開始
8 月上旬～中旬	事業者説明会
9 月末	応募締切
10 月	第 2 回専門部会（事業者の選定）
平成 28 年 4 月～	カフェ事業者による業務運営開始

5 カフェの概要

（1）実施場所

名称	大阪府立中之島図書館	
所在地	大阪府大阪市北区中之島 1 丁目 2 番 10 号	
カフェ関係施設	南棟 2 階・現新聞室部分	貸付面積 132.25 m ²
	南棟 1 階・旧職員用シャワー室	貸付面積 16.39 m ²

（2）運営方式

府が実施場所を事業者に貸付けし、事業者がカフェを運営する。

（3）事業（貸付）期間

平成 28 年 4 月 1 日から原則 10 年（平成 38 年 3 月 31 日まで）

（4）公募に至る経緯

平成 24 年 6 月 第 14 回府市統合本部会議・都市魅力戦略会議から「中之島ミュージアム・アイランド構想」が提案される。
⇒中之島図書館を都市魅力施設として積極的に活用

平成 25 年 10 月 外部有識者の助言を得ながら、大阪府立中之島図書館のあり方検討タスクフォースの報告書をまとめる。
⇒建物、蔵書、培ってきたノウハウを最大限活用、中央公会堂との連携により、中之島にふさわしい文化的香りのする事業を組み込んでリニューアルを進める。

平成 26 年 4 月～ 外観の美化や正面玄関の開扉、大書架や展示室の新設等の改修を進めるとともに、文化事業を試行的に実施。

平成 28 年 4 月～ 指定管理者制度を導入、民間活力を活かしながらかこれまでの図書館機能とあわせて文化事業を実施、多くの人や情報が集まり交流する文化拠点となることを目指すとともに、館内にカフェを新設し、図書館利用者のみならず、カフェ自体を目当てに多くの人々が集う、個性的で魅力あふれる店舗の誘致し、中之島エリアの賑わいづくりを進める予定。

「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」の策定について

1 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第1項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定める。

子どもの読書活動の推進に関する法律

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

(2) 計画の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

2 策定のスケジュール

平成27年7月～	第1回社会教育委員会議 骨子案提示・審議 「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」作成委員会（実務者会議）において概要案作成
9月	第2回社会教育委員会議 概要案提示・審議 ⇒ 教育委員会議に報告
10月	「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」作成委員会において本文案作成
11月	第3回社会教育委員会議 本文案提示・審議 ⇒ 教育委員会議に報告
12月	パブリックコメントの実施
1月	パブリックコメントの反映 ⇒ 社会教育委員会議に報告（メール）・教育委員会議に報告
2月	公表

<参考：子どもの読書活動推進を取り巻く経緯>

平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする。 4月23日を「子ども読書の日」と定める。
平成14年8月	国：「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定
平成15年1月	府：「大阪府子ども読書活動推進計画」を策定
平成17年7月	国：文字・活字文化振興法 公布・施行
平成19年6月	国：学校教育法 改正 <ul style="list-style-type: none"> 義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられる。
平成19年6月～	国：学習指導要領等の告示 <ul style="list-style-type: none"> 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。（小学校学習指導要領・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領） 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。（幼稚園教育要領）
平成20年3月	国：「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」を策定
平成23年3月	府：「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」を策定
8月	国：図書館法 改正 <ul style="list-style-type: none"> 図書館にその運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務が課せられる。
平成22年3月	「国民読書年」
平成24年12月	国：図書館の設置及び運営上の望ましい基準 改正
平成25年5月	国：「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定
平成26年6月	国：学校図書館法の一部を改正する法律 成立 <ul style="list-style-type: none"> 学校司書の配置の努力義務を規定

1. 第三次子ども読書推進計画とは

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、今後おおむね5年(H25-29年度)にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするもの

2. 現状と課題

《現状》

- ①図書館数 (H20年度) 3,165館 → (H23年度) 3,274館
- ②児童への貸出冊数(年間)
(H19年度) 約1億3,420万冊 → (H22年度) 約1億7,956万冊
- ③読解力 (H18年度) 15位/57か国 → (H21年度) 8位/65か国

《課題》

①学校段階における差が依然として大きい

※不読率(H24)	小学生	4.5%
1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合	中学生	16.4%
	高校生	53.2%

②地域間の取組の差が大きい

	市	町	村
※市町村計画策定率(H23年度)	71.1%	41.0%	29.7%
※市町村別公立図書館設置率(H23年度)	98.3%	60.1%	25.0%

3. 基本的方針

①家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組

- ・家庭、地域、学校が担うべき役割の明確化。
- ・国、地方公共団体、民間団体等が連携を図りながら子どもたちが読書に親しむ機会を提供。

②子どもの読書活動を支える環境を整備

- ・読書環境の地域格差の改善。
- ・読書に親しむ機会の提供、施設・設備の整備。

③子どもの読書活動に関する意義の普及

- ・読書活動の意義の普及に努め、社会的機運の醸成を図る。

4. 推進体制等

①国

関係省庁、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を深めるとともに、子どもの読書活動を推進するための関連情報を収集、提供する。

不読率の改善

《現状(H24)》	第三次基本計画 【指標】(H29)	《参考(H34)》
小学生 4.5%	→ 3%以下	→ 2%以下
中学生 16.4%	→ 12%以下	→ 8%以下
高校生 53.2%	→ 40%以下	→ 26%以下

今後10年間で不読率の「半減」を目指す

②地域

都道府県・市町村は「子ども読書活動推進計画」を策定する(法第9条)。都道府県は100%の策定率だが、市町村はさらなる策定を目指す。

市町村推進計画の策定率の向上

《現状(H23)》	→	【指標(H29)】
市 71%	→	100%
町村 39%	→	70%以上

③子どもと本をつなぐネットワーク

子どもと本をつなぐ全ての人の連携を促進するため、国、地方公共団体、民間団体が各々の活動内容を充実させ、連携・協力を図る。

第三次子ども読書活動推進基本計画の概要②

5. 子どもの読書活動の推進のための方策

① 家庭

◆家庭での読書の習慣づけ

- ・理解の促進
- ・ブックスタート
(乳児健診時に、読み聞かせ方法の説明・絵本の配本を実施)

④ 民間団体等

◆読書週間等のキャンペーンの実施

◆民間団体等の活動支援 (子どもゆめ基金)

◆ボランティアグループ、企業の社会貢献活動

⑤ 普及啓発活動

◆「子ども読書の日」(4月23日)

◆「文字・活字文化の日」(10月27日)

◆優れた取組の奨励

- ・優れた実践をしている学校、図書館、民間団体、個人を表彰 うちどく
- ・家庭ふれあい読書(家読)等の推進
- ・書評合戦(ビブリオバトル)の推奨
- ・読書活動を通じた国際交流の推進

◆優良な図書の普及

児童福祉文化財として推薦される優良図書を図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等に配布

② 地域

◆図書館の役割と取組

- ・図書館による読書活動に関する情報提供の推進
(全ての図書館でインターネット等を活用した情報提供)
- ・学校図書館との連携強化
- ・ボランティア活動の促進(ボランティア登録制度等)

◆図書館の機能強化

①公立図書館の整備

- ・都道府県100%、市98.3%、町60.1%、村25.0%
- ・未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を考慮し、図書館の設置に努める

②図書館の資料、施設等の整備・充実

- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(告示)(H24年12月)を踏まえ、以下を推進
- ・移動図書館の活用
- ・情報化の推進(オンライン閲覧目録(OPAC)等の導入)
- ・子どもの利用のためのスペース整備(児童室等)
- ・障害のある子どものための諸条件の整備・充実(点字資料、大活字本、録音資料等)
- ・運営状況に関する評価等の実施

◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実

◆その他

- ・「国際子ども図書館」と学校図書館等の連携
- ・大学図書館の知見や資料の活用
- ・児童館での読み聞かせやお話会

③ 学校等

◆幼稚園、保育所、認定こども園

幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

◆小学校、中学校、高等学校等

①学習指導要領

言語に関する能力の育成や人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を充実

②読書習慣の確立、読書指導の充実

- ・全校一斉読書活動
- ・児童生徒による図書紹介
- ・卒業までの読書目標の設定
- ・障害のある子どもの読書活動の推進

◆学校図書館の資料、施設等の整備・充実

①学校図書館図書整備5か年計画

《地方交付税措置》 (H24-28年度)

- ・学校図書館図書標準
単年度約200億円(総額約1,000億円)
- ・学校図書館への新聞配備
単年度約15億円(総額約75億円)

②学校図書館図書標準の達成

現状(H23年度末)

小学校 56.8 %
中学校 47.5 %

学校図書館図書標準の達成

◆学校図書館の情報化

- ・コンピューターの整備、図書情報のデータベース化等

◆司書教諭、学校司書等の人的配置の推進

《学校司書の配置に対する地方交付税措置》

H24年度から単年度約150億円

第1章 はじめに

1 背景

<子どもを取り巻く背景>

情報メディアの長時間利用などにより、言葉を介する意思疎通やコミュニケーションが十分にできなくなっている状況がみられる。

<第2次大阪府子ども読書活動推進計画策定の背景>

大阪の子どもの読書離れを改善するためには、より効果的で効率的な取組みを府内各地へ一層広げていくことが大切であると考え第2次計画を策定。

2 策定の目的

「読んでみたいと思う本が、子どもの周りにある」「本を紹介する人が、子どもの周りにいる」という観点から読書環境づくりを進めることにより、子どもたち自身が本のおもしろさに気づき、読書が好きな子どもの割合が増えることをめざす。

3 位置づけ

第1次計画（策定は法律による努力義務）の後継計画であり、「大阪の教育力」向上プラン（重点項目31）の具体的な推進計画でもある。

第2章 第1次計画期間中の取組み・成果と課題

第3章 子どもの読書活動の現状～「大阪府における子どもの読書活動推進の取組み調査」から～

- ・保健センターや幼稚園・保育所での読み聞かせは行われているものの、保護者啓発の取組みは十分といえない。
- ・半数程度以上の学校図書館で平日に毎日開館されているものの、さらなる開館日・開館時間増に向けた学校図書館運営体制の整備や、学校図書館を利用した読書指導が十分といえない。
- ・公民館等社会教育施設での読書活動推進の取組みは十分といえない。
- ・公立図書館は学校等との連携を進めているものの、公民館等社会教育施設は連携のさらなる充実を求めている。

第4章 基本的方針

公立図書館と学校等との連携や、ボランティアと学校等との連携などを一層強化して、「本がある、人がいる」ことを柱とした読書環境づくりを社会全体で進め、子どもの自主的な読書活動の推進を図る。大阪府としては、第5章に示す具体的方策を実施して支援する。また、市町村立図書館等の取組みの参考となるよう、子どもや保護者を直接対象としたモデル的取組みを行う。

第5章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

（注）●は大阪府の取組みの方向性、・は大阪府の具体的方策の抜粋

■府立図書館

- ・学校支援サービスの充実（協力貸出、特別貸し出しセットの貸出、HPに「教材開発のための図書館利用ガイド」「調べ学習をサポートする調査ガイド」の作成
- ・市町村立図書館職員と司書教諭・学校図書館担当職員（学校図書館司書等）の合同研修
- ・子ども読書活動支援員養成講座の実施（集合研修、図書館未設置地域への出張研修）
- ・1年間に出版された「新刊紹介」の講座の実施、子どもにすすめる本のリスト「ほんだな」や情報提供誌「はらっぱ」の発行

■保健センター

- ・健診等での保護者に絵本のおもしろさや大切さを伝える啓発リーフレットの作成・配付

■幼稚園・保育所

- ・就学前読書活動フォーラムの開催

■学校

【府立学校に対して】

- ・公立図書館やボランティアとの連携等の取組み事例等を掲載した「学校図書館活性化ガイドライン」を作成・配付

【市町村教育委員会・市町村立学校に対して】

- ・すべての教職員による学校図書館の運営事例や、ボランティアとの連携による学校での読書活動の推進事例などを発信する読書活動フォーラムの開催。
- ・市町村教育委員会の学校図書館担当指導主事会の開催

【国立・私立学校に対して】

【すべての学校に対して】

- ・公立学校教職員等を対象に、府立中央図書館のレファレンス機能や資料の活用方法についての研修の実施

■公民館・公民館類似施設・青少年教育施設

- ・府立中央図書館と府立少年自然の家の連携による「絵本づくり」等を題材としたモデル事業の実施、同様の事業が各市町村でも展開されるよう情報提供

■公立図書館

- ・市町村立図書館児童サービス担当者連絡会の開催
- ・府立中央図書館で実施する司書セミナー（全6回）のうち、児童サービスと障がい者サービスをテーマにした研修を各1回実施。

■市町村教育委員会

第6章 おわりに

大阪府子ども読書活動推進連絡協議会を継続設置し、本計画の進捗管理を行うとともに、より効果的な推進方策について協議する。取組みを進めるにあたっては、一人ひとりの子どもの幸せや、子どもが生きていく励ましや喜びに、本が役立ってほしいということを常に意識していく。

大阪府の子どもの現状（第2次子ども読書活動推進計画に取り組んだことによる成果（○）と課題（●））

調査①：全国学力・学習状況調査（文部科学省）
 調査②：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）
 調査③：子ども読書活動推進の取り組み調査（大阪府教委）

各数値の単位は%
 順位の欄のみ何位

読書活動の現状

目標 読書が好きな子どもの割合を増やす(調査①)

小学6年生				中学3年生			
	大阪府	順位	全国平均		大阪府	順位	全国平均
H21	42.9	44	46.4	H21	31.7	47	42.1
H26	47.1	37	48.9	H26	37.7	47	45.9
伸び	4.2		2.5	伸び	6.0		3.8

- この5年間で伸びている。(伸び率は全国の中で小学校4位、中学校3位)
- 全国平均にはおよびず、全国での順位は低い。

不読率（平日、授業時間以外でまったく読書しない子どもの割合）が高い。(調査①)

小学6年生				中学3年生			
	大阪府	順位	全国平均		大阪府	順位	全国平均
H21	27.7	47	21.7	H21	53.3	47	39.4
H26	24.4	47	19.3	H26	45.7	47	34.3
伸び	3.3		2.4	伸び	7.6		5.1

- この5年間で本を読まない子どもは減っている。(伸び率は全国の中で小学校2位、中学校8位)

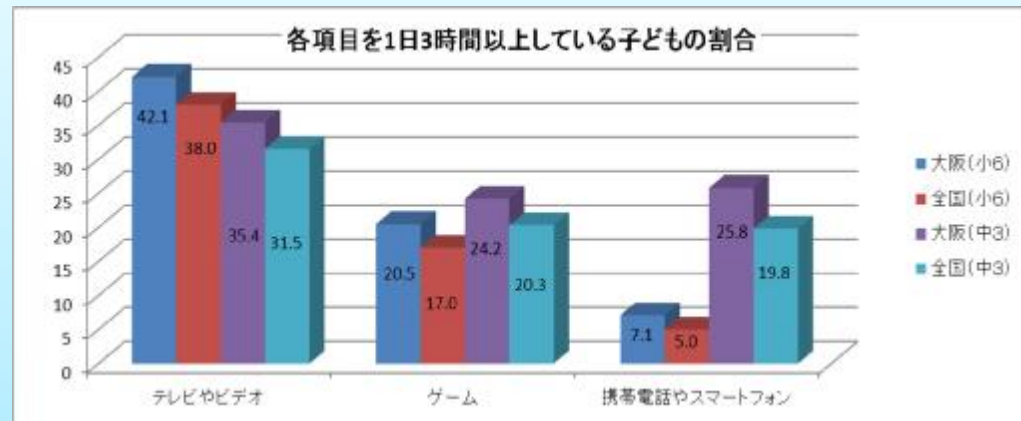
- しかし依然として小中とも全国でワースト1である。

図書館へ週1～3回以上行く子どもの割合が少ない。(調査①)

小学6年生				中学3年生			
	大阪府	順位	全国平均		大阪府	順位	全国平均
H21	11.2	44	18.2	H21	5.3	39	7.9
H26	11.8	42	18.7	H26	5.6	40	8
伸び	0.6		0.5	伸び	0.3		0.1

- 図書館に行く子どもの割合が少ない。

子どもの生活の様子(調査①)



- テレビやゲーム、携帯などの項目を見ても、長時間している子どもの割合が全国平均より高く、小中学校とも、すべてワースト5の中に入っている。

＊第2次計画の基本的方針＊

子どもの周りに「読んでみたいと思う本が、子どもの周りがある」「本を紹介する人が、子どもの周りにいる」という観点から読書環境づくりを進め、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図る。

基本方針の達成状況

「本がある」

☆学校図書館図書標準の達成状況(調査②)

小学校				中学校			
	大阪府	順位	全国平均		大阪府	順位	全国平均
H22	32.7	40	50.6	H22	30.0	36	42.7
H26	31.9		60.2	H26	30.0		52.3
伸び	-0.8		9.6	伸び	0.0		9.6

- 学校図書館の蔵書は、標準に達していない。

☆幼稚園・保育所の絵本ルームの設置状況(調査③)

保育所			幼稚園		
	うち500冊以上の絵本を所有	設置状況		うち500冊以上の絵本を所有	設置状況
H21	75	42	H21	96	62
H25	80	35	H25	96	64
伸び	5	-7	伸び	0	2

- ほとんどの幼稚園に絵本ルームが設置されている。

☆公立図書館との連携(保幼:調査③、小中:調査②)

	保育所	幼稚園		小学校	全国平均	中学校	全国平均
H21	68	70	H22	83.8	73.8	39.2	45.4
H25	70	73	H26	88.7	79.9	47.0	52.4
伸び	2	3	伸び	4.9	6.1	7.8	7.0

- 公立図書館との連携は進んでいる。特に小学校は、全国平均を大きく上回っている。

各施設での具体的な取り組みの状況

保育所・幼稚園

☆保護者への啓発(調査③) ☆職員以外が実施している取り組み(調査③)

保育所		幼稚園		保育所		幼稚園	
H21	79	74	H21	65	86		
H25	87	75	H25	69	89		
伸び	8	1	伸び	4	3		

- 保育所・幼稚園ともに増加傾向にある。

☆一斉読書(調査①)

小学校				中学校			
	大阪府	順位	全国平均		大阪府	順位	全国平均
H21	10.6	44	20.5	H21	4.6	46	62.3
H26	9.2	41	18.9	H26	4.6	45	64.6
伸び	-1.4		-1.6	伸び	0.0		2.3

- 一斉読書が実施されている割合が少ない。特に小学校では、毎日実施が減っている。

「人がいる」

☆学校図書館の司書教諭の配置状況(調査②)

小学校				中学校			
	大阪府	順位	全国平均		大阪府	順位	全国平均
H22	98.3	99.7	43.4	H22	96.6	99.0	41.4
H26	99.3	99.1	46.4	H26	87.9	97.8	38.5
伸び	1.0	-0.6	3.0	伸び	-8.7	-1.2	-2.9

- 司書教諭は法令で規定されている12学級以上の学校では、ほとんど配置されている。また、11学級以下の学校でも、全国平均の倍程度の学校に配置されている。

☆学校図書館司書の配置状況(調査①)

小学校				中学3年生			
	大阪府	順位	全国平均		大阪府	順位	全国平均
H21	32	28	39.5	H21	32.7	28	39.7
H26	34.6	36	53.2	H26	31.5	36	51.9
伸び	2.6		13.7	伸び	-1.2		12.2

- 小中とも、この5年間でほとんど伸びていないため、全国平均との差が大きくなっている。

☆ボランティアとの連携(調査②)

	小学校	全国平均	中学校	全国平均
H22	75.9	78.7	23.9	24.1
H26	76.0	81.1	36.0	28.1
伸び	0.1	2.4	12.1	4.0

- 中学校でのボランティアとの連携は、増加傾向にあり、全国平均を上回っている。

学校

☆学校図書館を活用した授業を計画的に(月に数回程度以上)実施(調査①)

小学6年生				中学3年生			
	大阪府	順位	全国平均		大阪府	順位	全国平均
H21	79.2	2	48.0	H21	10.4	35	16.1
H26	84.3	2	47	H26	10.5	16	9.6
伸び	5.1		-1.0	伸び	0.1		-6.5

- 中学校では、学校図書館を活用した授業の実施が低い

☆一斉読書以外で読書のおもしろさを伝える読書活動・指導(例：読み聞かせ・ブックトーク・推薦図書コーナー設置等)

	小学校	全国平均	中学校	全国平均
H22	96.6	97.9	58.4	72.1
H26	97.2	98.2	64.4	77.2
伸び	0.6	0.3	6.0	5.1

- 中学校での実施が全国平均と比べて少ない。

施設調査 アンケート項目

	① 本に親しむための活動について	② 人材や本の充実について	③ 連携の促進について	④ あらゆる子どもの読書環境の保障について	⑤ その他
① 学校	5 子どもの読書活動推進の取り組み状況 (1) 取り組みの有無 (2) 各教科・領域における学校図書館の活用の有無 (3) 調べ学習の際の手法（PC or 本） (4) 児童・生徒が本を読みたくなるようにするのに有効な手立て	2 学校図書館の利用状況等 (1) 児童生徒一人当たりの貸出冊数 (2) ①課業期間の開館日 開館時間 ②長期休業期間の開館日 開館時間 (3) 図書の選定方法 (4) 学校図書館の利用状況① 3年前と比較 ②どのような点で (5) 学校図書館の校内運営組織の設置の有無 4 読書ボランティア (1) ボランティアの有無 ①連携未実施の理由 ②どのような人と年間活動日数 ③連携内容 (2) 効果と課題（自由記述）	3 公立図書館との連携 (1) 連携の有無 ①連携未実施の理由 ②連携内容と年間連携回数 (2) 効果と課題（自由記述） (3) 今後望んでいる連携内容		6 その他特色ある取り組みとその効果 7 学校図書館の運営について、困っていることや悩み
② 幼稚園・保育所	2 保護者への取り組み (1) 内容と年間回数 (2) 実施していない理由 (3) 効果と課題（自由記述） 3 職員以外が行う取り組み (1) 取り組みの有無 (2) どのような人か (3) 取り組み内容 (4) 効果と課題（自由記述）	4 絵本ルーム (1) 絵本ルームの有無 (2) 絵本の冊数	5 公立図書館との連携 (1) 連携の有無 ①連携未実施の理由 ②連携内容と年間連携回数 (2) 効果と課題（自由記述） (3) 今後望んでいる連携内容		6 その他特色ある取り組み（自由記述） 7 子どもの読書活動を推進するうえで困っていることや悩み
③ 図書館	2 子ども読書活動推進の取り組み (1) 取り組みの有無と年間実施回数 (3) 乳幼児への読書支援 ①環境づくりの取り組み ②催し (6) YA世代に対する取り組み ①取り組みの有無 ②取り組みの内容 (7) (1)～(6)の取り組みや催しの効果と課題（自由記述）	4 ボランティア (1) 有無 (2) グループ数と合計人数 (3) 活動内容と回数 (4) 図書館主催のボランティア研修の有無（内容） (5) ボランティア団体が図書館で行うボランティアを研修の有無（内容） (6) 学校からの依頼に応じたボランティア紹介や図書館主催のボランティア派遣事業等の実施の有無（内容） (7) 連携を進めるうえでの課題や工夫（自由記述）	3 各施設との連携 (1) 社会教育施設との連携 ①有無 ②連携先、連携内容 (2) 学校等との連携 ①有無 ②連携先、連携内容 (3) その他子育て支援に関わる部局との連携 ①有無 ②連携先、連携内容 (4) 連携を進めるうえでの課題や工夫していること（自由記述） (5) 学校との連携を強めるための取り組み（自由記述）	2 (2) 障がいのある子どもへの読書支援 ①環境づくりの取り組み ②催し (4) 外国語を母語とする子どもへの読書支援 ①環境づくりの取り組み ②催し (5) 図書館に来館しにくい子どもたちへの読書支援 ①有無 ②取り組みの内容（自由記述）	5 その他特色ある取り組み（自由記述） 6 子どもの読書活動を推進するうえで困っていることや悩み
④ 公民館、青少年教育施設	2 子どもの読書活動推進の取り組み (1) 社会教育施設が企画している取り組みの有無 (2) 取り組みの内容と年間実施回数 (5) 効果・課題（自由記述）	(3) ボランティア団体が施設を利用して実施する取り組みの有無 (4) 内容と年間実施回数 3 絵本ルーム(コーナー) 設置 (1) 図書ルームや絵本コーナーの有無 (2) 絵本の冊数 (3) 地域の人への貸出しの有無	4 公立図書館との連携 (1) 連携の有無 ①連携未実施の理由 ②連携内容 (2) 連携を進めるうえでの課題や工夫（自由記述） (3) 今後望んでいる連携内容		5 その他特色ある取り組み（自由記述）
⑤ 保健センター	2 乳幼児健診における取り組み (1) 4か月健診時等での取り組みの有無 ①趣旨を紹介する時間の有無とそのための時間 ②実施の時間帯 ③参画している人 ④取り組みの趣旨や進め方について保健センターと図書館の合同研修の有無と年間回数 ⑤効果と課題（自由記述） (2) (1)の取り組み以外の取り組み（年間回数） ①効果・課題（自由記述）		3 公立図書館との連携 (1) 連携の有無 ①連携未実施の理由 ②連携内容と年間連携回数 (2) 連携を進めるうえでの課題や工夫（自由記述） (3) 今後望んでいる連携内容		4 その他特色ある取り組み（自由記述）
⑥ 市町村教育委員会			2 子ども読書活動推進組織 (1) 庁内各課以外が入った推進組織の有無 ①組織の名称、構成部局・機関、事務局担当の部局（自由記述） ②活動内容と実施回数 ③効果と課題（自由記述） (2) 庁内各課の連絡会の有無 ①組織の名称、構成部局、事務局担当の部局、実施回数（自由記述） ②効果と課題（自由記述） 3 公立図書館と学校との連携並びに学校や公立図書館とボランティアとの連携を進めるための具体的な取り組み（自由記述）		4 その他特色ある取り組み（自由記述） 5 子どもの読書活動を推進するうえで困っていることや悩み

「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」骨子（たたき台）について

I 計画策定にあたって

- 1 なぜ計画の策定が必要か（計画策定の背景）
- 2 この計画はどのような性格を持っているか
- 3 計画の目標時期
- 4 計画を推進する体制

II 基本的な視点

1 基本理念

2 子どもの読書活動推進のために私たちは何をすべきか

（行政、家庭、学校、地域、事業者の役割）

(1) 子どもの自主的な読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭、地域、学校が担うべき役割を明確にし、国や地方自治体、企業、民間団体等が連携を図りながら、子どもたちが読書に親しむ機会を提供する。

(2) 子どもの読書活動を支える環境を整備

子どもの読書環境の地域格差の改善に努める。

また、発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境作りが大切であることから、子どもが読書に親しむ機会の提供、施設・設備の整備やそれを支える人材の確保に努める。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発し、社会的機運の醸成を図る。

III 推進の方向性

1 最重点施策

- (1)
- (2)
- (3)

2 目的に応じた施策

- (1) 本と出会う（きっかけの提供）
- (2) 本に親しむ・たくさん読む（本を読むことの習慣化）
- (3) 目的に応じて読む（読む力の育成）
- (4) 本から学ぶ（本から学び、考える機会の提供）

IV 施策の体系

1 成長場面に応じた施策

- (1) 乳幼児期
- (2) 小学生期
- (3) 中学生期
- (4) 高校生期等
- (5) 特別な支援を必要とする場合

2 生活場面に応じた施策

- (1) 公立図書館・図書室
- (2) 保育所・幼稚園
- (3) 学校
- (4) 家庭
- (5) 地域活動
- (6) 街なか

3 施策マップ

V 体制の整備

- 1 大阪府の取組み
- 2 市町村の取組み
- 3 保育機関・学校の取組み
- 4 民間事業者の取組み
- 5 地域の取組み
- 6 ネットワークの形成

VI 主要施策の行程表

VII 大阪府における子どもの読書活動の状況等

- 1 子どもの読書に関する意識等調査
- 2 全国学力・学習状況調査結果（抜粋）
- 3 学校図書館の現状に関する調査（抜粋）

VIII 参考資料

- 1 関係法令
- 2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国）
- 3 用語
- 4 関係機関一覧